



piece up

～繋ぎ合ってゆく～

12月号



12月



発行日：令和6年11月25日 発行人：税理士法人中山会計 情報発信委員会



お客様との信頼関係を深め、社員ひとりひとりが、ジグソーパズルの不可欠なピースのようにしっかりと繋がり合い中山会計を創っていく こんな思いをこめて“piece up”

おかげさまでpiece upを発行して9年目に入ります。
このpiece upを通じてもっと私たちを知って頂き、お客様の身近な存在であることをお伝えいたします。情報発信、活動報告、これらを“piece up”に載せて・・・



税理士法人 中山会計
NAKAYAMA Tax Accountant's Firm

令和6年以降の贈与から相続時精算課税に110万控除が新設！

R5年の税制改正によりR6年の贈与から「相続時精算課税」に110万円の控除が新設されました。贈与税には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、贈与を受けた場合、そのどちらかを選択することになります。これまでは、「暦年課税」にしか110万円の控除がありませんでした。

では、「相続時精算課税」とは、どのような制度なのでしょうか。

「相続時精算課税」は、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

たとえば父親から子への贈与で「相続時精算課税」を選択した場合、子は、父親から1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を控除し、特別控除（最高2,500万円）の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて贈与税額を算出します。そして、父親が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の贈与時の価額を加算して相続税額を計算します。

このように、「相続時精算課税」の制度は、贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度なのです。

「相続時精算課税」の110万円のnew設によって、これまで以上に「相続時精算課税」を選択する余地が広がりましたが、「どちらを選択してよいかわからない!」、
「もっと詳しく知りたい!」という方は、中山会計の担当者へご相談ください。



お休みのお知らせ

令和6年12月6日(金)は計画年休のため、お休みさせていただきます。
よろしくお願いいたします。





北陸初！「Airレジ ミニサービスカウンター」を設置しました！（中山会計×(株)リクルート）

当社のロビーカウンターに、(株)リクルート社製のPOSレジアプリ「Airレジ」を設置し、実際に試せるコーナーを設置しました！

このようなコーナーは、「ビッグカメラ」を始め全国50か所以上にありますが、**北陸エリアでは当社が初**となります！

【Airレジ（Airビジネスツールズ）とは？】

Air ビジネスツールズとは、「Airレジ」「Airペイ」をはじめとしたリクルートの業務・経営支援サービスです。Air ビジネスツールズは、予約・受付管理、会計、決済から人材採用、シフト管理、資金調達や請求書管理まで、事業運営のアナログな業務にかかる、手間、時間、コストを軽減できます。

「Airレジ」は国内で利用店舗率No.1のPOSレジアプリです。Air ビジネスツールズを使うことで、日々の業務を飛躍的に効率化することができ、「煩わしさを削減できた時間」は年間2,310万時間、「削減した人件費」は年間256億円に達します。（いずれもリクルート社調べ。）



【写真上：「Airレジ ミニサービスカウンター」
写真下：「Airレジ」の操作画面】

【「Airレジ ミニサービスカウンター」が北陸で初めて当社に設置された経緯】

当社とリクルートは、令和5年6月に業務提携を締結して以降、石川県内の中小零細事業者に向けたコンサルティングサービスを提供してきました。その活動を通じて、地方の中小零細事業者にとって、経営状況の見える化や会計業務の効率化が大きな経営課題であると感じていました。このような中、Airレジを活用することで、こうした経営課題を解決できる可能性を見出し、今般の取組みに至りました。

「Airレジ」にご興味がある方は、ぜひ一度お試しいただき、使いやすさを体感してみてください！導入をご検討の方は、当社担当者までお気軽にお声がけください！



社員旅行 in 名古屋

11月13日（水）～14日（木）にかけて、1泊2日で **名古屋** に行ってきました！🇯🇵

なお、来春入社予定の学生さん3名にもご参加

いただき、内定式を執り行うという**サプライズ企画**を実施しました👏🎉

